

水防法に基づく避難確保計画の作成について

- ・河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成義務があります。(水防法第15条の3)
- ・新たに要配慮者利用施設の開設や開業に関する許可申請や届け出をお考えの方は、**事前に大阪市危機管理室の下記連絡先までご相談ください。**
- ・利用者の安全確保のため、**事業の開始前の避難確保計画提出**をお願いしています。**危機管理室に事前相談の後、危機管理室発行の協議済証を添えて、所管局に対して開設や開業の許可申請・届出を行ってください。**

○連絡先: 大阪市危機管理室分室

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

電話 6208-7492、7376

メールアドレス: hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp

① 避難確保計画作成の対象となる施設は？

河川氾濫、高潮、内水氾濫等の**浸水想定区域内にある要配慮者利用施設が対象**です。

浸水想定区域

『河川氾濫等の浸水想定区域』とは、河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

大阪市域においては、淀川、大和川、神崎川、天竺川、高川、安威川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、古川、東除川、西除川、石川、旧淀川流域等の河川(大川・堂島川・安治川・土佐堀川・木津川・尻無川)、芥川、東横堀川の氾濫による浸水を想定しています。

浸水想定区域図は、本市地図情報サイト「マップナビおおさか」や「水害ハザードマップ」で確認できます。

また、芥川と東横堀川については、大阪市ホームページ「芥川(国直轄管理区間)と東横堀川の浸水想定区域図の公表について

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000675812.html>)」でご確認いただくか、大阪市危機管理室までお問い合わせいただきましたら、施設所在地が浸水想定区域内かお調べします。



←マップナビおおさか

要配慮者利用施設

『要配慮者利用施設』とは、災害時に1人でスムーズに避難行動をとれない方、避難行動に配慮を必要とする方が利用する施設です。

○要配慮者利用施設の範囲

医療施設、教育施設、福祉施設(高齢者施設、児童福祉施設、障がい児・障がい者施設等)

② 避難確保計画の作成方法は？

下記大阪市危機管理室の避難確保計画ホームページに、計画のひな型、提出報告様式、作成説明動画等を掲載しています。ご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

③ 市長への報告方法は？

計画を作成し、下記の要領により市長へ報告(計画の提出)をお願いします。

○提出先

住所 〒530-8201
大阪市危機管理室分室
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階
電話 6208-7492、7376

○提出方法

メール、郵送または持参による提出
提出先メールアドレス
hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp

○提出物

- ▶避難確保計画作成(変更)報告書
- ▶避難確保計画
- ▶水害に対する避難確保計画セルフチェックシート

郵送を希望の場合は以上3種類を各2部ご提出ください。

1通を副本として返送しますので、必ず必要料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

④ 計画はいつまでに提出すればいいの？

施設を利用する要配慮者の安全を確保する観点から、**開業や開設時までの避難確保計画作成・提出**をお願いします。

⑤ その他(Q&A)

Q1 危機管理室発行の協議済証がなければ所管局への開設・改行許可申請は受理されないの？

A1 協議済証がなければ申請が受理されないわけではありませんが、施設利用者の水害時の安全確保のため、事前協議と開設・開業前の計画作成をお願いします。

Q2 開設や開業時までに計画を作成・提出しなかった場合はどうなるの？

A2 市長が施設所有者または管理者に対して計画作成に必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合にはその旨を公表する場合があります。

Q3 開設や開業の事前相談や許可申請がない施設(認可外保育所、個人開業の診療所等)はいつまでに計画を作成するの？

A3 危機管理室への相談時に開業予定施設が浸水想定区域内にあるかどうかを確認し、浸水想定区域内にある場合には開設・開業までの計画作成をお願いします。

Q4 自施設が浸水想定区域内にあるかどうかはどのように確認するの？

A4 **危機管理室にご連絡(電話・メール)いただければ浸水深をお伝えします。**水害ハザードマップや地図情報サイト「マップナビおおさか」からもご確認いただけます。

(<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>)

⑥ お問い合わせ先

開設や開業前の事前相談や計画作成にあたって不明な点、ご質問等ありましたら、下記連絡先にお問合せください。

○連絡先: 大阪市危機管理室分室

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階
電話 6208-7492、7376 メールアドレス: hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp